

液化石油ガス検知器検定規程

昭和 55 年 4 月 制 定
平成 27 年 6 月 改 正

高 圧 ガ ス 保 安 協 会

目 次

基本規程

第1章	総 則	1
第2章	検 定	2
第3章	予 備 検 査	5
第4章	警報器・検知器等委員会	5
第5章	雑 則	6
附 則		7
様 式	1 ～ 11	9

液化石油ガス検知器検定規程

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この規程は、高圧ガス保安協会業務方法書第61条に基づき、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガス検知器及び検知部（以下「検知器等」という。ただし、バルク用ガス漏れ検知器を除く。）の検定に適用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 検知器

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準29、又は高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の例示基準58に規定されている携帯用の検知器であって次のイ又はロに掲げる機能を有するものをいう。

イ 一般型検知器

液化石油ガスの濃度を測定し、目盛又は数字により指示できるもの

ロ 簡易型検知器

一定濃度の液化石油ガスを音、光等により指示できるもの

2 検知部

検知器に内蔵され液化石油ガスを検知する部分であって交換が可能な構造のもの

3 種 別

検知器等の種類を示すもの

4 型式

検知器等の仕様、性能の区別を示すもの

5 型式検定

検知器等の型式について、構造、材質、性能等が適正かどうかを判定する試験・検査

6 工場審査

型式検定に合格した型式の検知器等について、製造工場における品質保証体制が適正かどうかを判定する審査

7 個別検定

型式検定に合格した型式の検知器等について、工場審査に合格した製造工場において行う全数又は抜取検査

8 予備検査

検定を受けようとする検知器等について予め行う検査であって、申請者の希望に応じて別表 3 の試験・検査項目について、行うものをいう。

第 2 章 検 定

(検定及び審査)

第 3 条 検定は、検知器等の種別及び型式について、第 5 条から第 13 条に定める型式検定、工場審査及び個別検定により行う。

(申 請)

第 4 条 型式検定又は工場審査若しくは個別検定を受けようとする者は、次の各号に定める方法により協会に申請するものとする。

1 型式検定の申請 様式 1 の申請書に次の書類を添付して申請するものとする。

(提出部数 正本 1 通、副本 1 通 (個別検定を協会支部が行う場合は副本 2 通))

イ 検知器等の構造図、作動原理、回路図、部品仕様一覧表その他の性能及び製造についての説明書

ロ 試験成績書 (別表 2 の試験・検査項目についての検査結果を記載したもの。)

ハ その他必要事項についての説明書

2 工場審査の申請 様式 2 の申請書に次の書類を添付して申請するものとする。

(提出部数は前号と同じ。)

イ 会社の沿革、経歴書、営業報告書

ロ 会社、工場の組織図 (管理職は氏名を記入すること。)

ハ 工場位置図、配置図 (材料倉庫、製造設備、試験・検査設備、製品倉庫に分類して記入すること。)

ニ 製造設備、試験・検査設備の一覧表 (品名、製造者名、仕様、台数等を記入すること。)

ホ 製造工程図 (検査工程を含む。)

ヘ 品質管理方法 (材料、外注部品、工程、製品、アフターサービス等について記載) すること。

3 個別検定の申請 様式 3 (その 1、その 2) の申請書により申請するものとする。

(提出部数 正本 1 通、副本 1 通)

(型式検定)

第 5 条 型式検定は、型式ごとに適用される種別の検査要領の別表 1 (表 A) に掲げる提出個数で、同表の抜取個数の欄に掲げる個数を無作為に抜き取った検知器等 (以下「検体」と

いう。)について原則として協会において行うものとする。

2 前項の検体の試験・検査は、適用される種別の検査要領の別表 2 の型式検定に定める試験・検査項目について適用される種別の検査要領の別表 3 の検定の方法の欄に定める方法に従って実施するものとする。

3 前項の試験・検査結果のすべてが適用される種別の検査要領の別表 3 の技術上の基準に適合したとき、当該申請に係る型式の型式検定を合格とする。

4 協会は、型式検定が合格となったときは、様式 4 により申請者にその旨通知するものとする。不合格となったときは、様式 5 により申請者にその旨通知するものとする。

(型式検定の有効期間)

第 6 条 型式検定の有効期間は、合格の日から 5 年とする。

(型式検定の更新)

第 7 条 型式検定の更新を行おうとする者は、前条に定める有効期間の期限の日から 3 ヶ月以前に第 4 条の規定に基づき申請するものとする。

2 協会は、前項の申請を行わない者については、型式検定の更新を要しないものとみなす。

(型式検定の変更)

第 8 条 型式検定に合格した者であって、第 4 条第 1 号の提出書類に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容を様式 6 により協会に届け出るものとする。

(工場審査)

第 9 条 工場審査は、別に定める液化石油ガス検知器製造工場審査実施要領（以下「工場審査実施要領」という。）により、協会が行うものとする。

2 協会は、工場審査の結果が合格となったときは、様式 7 により申請者にその旨通知するものとする。不合格となったときは、様式 8 により申請者にその旨通知するものとする。

3 工場審査が同一工場について行う他の型式の検知器等に係る工場審査となる場合であって、当該工場の生産体制、品質管理体制等が申請書類等により前回の審査合格時と比較して著しい変更がないと認められるときは、協会は、前回合格の日以後原則として 5 年以内に行う工場審査に係る調査を省略することができる。

(工場審査の有効期間)

第 10 条 工場審査の有効期間は、合格の日から当該型式の型式検定有効期間の日までとする。

(工場審査の更新)

第 11 条 工場審査の更新を行おうとする者は、前条に定める有効期間の期限の日から 3 ヶ月以前に前回の申請に準じて申請するものとする。

2 協会は、前項の申請を行わない者については、工場審査の更新を要しないものとみなす。

(工場審査の変更)

第12条 工場審査に合格した者であって、第4条第2号の提出書類に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容を様式6により協会に届け出るものとする。

(個別検定)

第13条 個別検定は、工場審査に合格した製造工場において、当該工場の検査設備を使用して協会が行うものとする。

2 個別検定は、検知器については全数、検知部については適用される種別の検査要領の別表1(表B)に掲げるロットを形成する個数に応じ、同表の抜取個数の欄に掲げるそれぞれの個数を協会が無作為に抜き取るものとする。

3 前項の検体の試験・検査は、適用される種別の検査要領の別表2の試験・検査項目について、適用される種別の検査要領の別表3の検定の方法の欄に定める方法に従って実施するものとする。

4 前項の試験・検査結果すべてが適用される種別の検査要領の別表3の技術上の基準に適合したときは、当該申請に係る検体及び検体を含むロットの個別検定を合格とする。

5 協会は、個別検定が合格又は不合格となったときは、様式9により申請者にその旨通知するとともに、合格となった申請者に対しては、次条に定める合格証(検知器は合格の個数、検知部は個別検定のロットを形成する個数に相当する数のもの)を交付するものとする。

(表示)

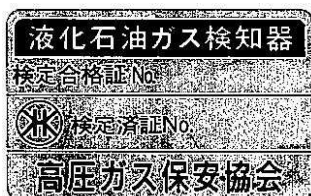
第14条 申請者は、検定に合格した検知器等の外かくの見やすい箇所に協会が交付する合格証を貼付しなければならない。

2 合格証の種類は、次の通りとする。

一 検知器

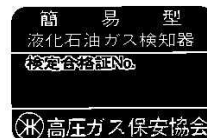
イ 一般型検知器

次のうち適切なもの



ロ 簡易型検知器

次のうち適切なもの



二 検知部



第3章 予 備 検 査

(予備検査の申請)

第15条 予備検査は、適用される種別の検査要領の別表2 型式検定に掲げる試験・検査項目について申請できるものとする。

2 予備検査を受けようとする者は、様式10の申請書により第4条第1号イからハに掲げる書類を添付して申請するものとする。(提出部数正本1通、副本1通)

(予備検査の方法)

第16条 予備検査を行う検体の個数は、協会が指定する個数とし、申請者が製品のなかから任意に抜き取り、検体として協会に提出するものとする。

2 予備検査は、協会においてこれを行う。

3 申請者は予備検査に立会うことができるものとする。

(結果の通知)

第17条 予備検査の結果は、様式11により申請者に通知するものとする。

第4章 警報器・検知器等委員会

(警報器・検知器等委員会の設置)

第18条 協会は、検知器の検定及び工場審査等に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、協会内に警報器・検知器等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に専門の事項を審議するため、分科会を置くことができるものとする。

(組 織)

第19条 委員会は、学識経験者及び協会職員のうちから、協会長が委嘱した者若干名を委員として組織する。

2 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は、委員のうちから委員の互選により選出する。

3 委員会には、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 分科会は、委員長が委員のうちから指名する主査1名及び若干名の委員並びに学識経験者及び協会の役職員のうちから協会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

5 委員会及び分科会の事務局は、協会の液化石油ガス部とする。

(運 営)

第20条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき委員長の事務を代理する。

- 4 委員は事故があるとき、代理者を出席させ、代行させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 6 委員会の議決は、多数決により決定する。
- 7 分科会の運営は、委員会に準ずるものとする。

(業 務)

第21条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- イ 工場審査実施要領に基づく工場審査結果の判定に関する審議
- ロ 検知器等の性能向上のための調査研究に関する審議
- ハ 検定方法及び技術上の基準に関する審議
- ニ その他検知器等の検定に関する重要事項の審議

(任 期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

- 2 専門委員の任期は、分科会における審議が終了したときまでとする。

第5章 雑 則

(立入調査)

第23条 協会長が、この規程の実施に必要な限度において、その職員及び委員会の委員に検定を受けている検知器等製造工場に立ち入り、検知器等の品質管理又は製造に関する調査をさせることが必要と認めるとき、検知器等製造業者は立ち入り調査を拒否できないものとする。

(検定等に要する経費)

第24条 申請者は、検定に要する経費として、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- 1 検定手数料

別に定める「高圧ガス保安協会手数料表」により検定手数料を申請の際納入するものとする。

- 2 旅費等

検定・審査のために要する交通費、日当、宿泊料等は、協会が別に定める「高圧ガス保安協会検査旅費規程」に基づき、申請者が負担するものとする。

- 2 協会は、検定・審査により消費した一切の費用を弁済しないものとする。

(その他)

第25条 協会及び検知器等製造業者は、検知器等の品質水準の維持向上を図り、もってその信頼性を高めるため、次の措置を講ずることとする。

- 1 協会は、必要と認めるときは、抜取り個数を増加し、又は検定を受けた者に対し、品質管理状況その他必要な書類の提出を求めることができるものとする。
 - 2 協会は、検定を受けた者がこの規程の定めるところに従っていないと認めるときは、改善の指示、個別検定の停止又は型式検定、工場審査及び個別検定の合格の取消しを行うことができる。
 - 3 検知器等製造業者は、検知器等の製造にかかる品質について、常にその維持向上を図るものとする。
- 2 協会は、検知器等製造業者その他協会が必要と考える者と意見交換、情報交換等を行うため、連絡会を設けることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。なおこれに伴い昭和 43 年 11 月 1 日付け制定の「液化石油ガス検知器検定規程」「液化石油ガス検知器検定審査基準」及び「液化石油ガス検知器型式検定試験基準」（以下これらを「旧規程等」という。）は、これを廃止する。
- 2 経過措置
 - 一 旧規程等に合格している型式の検知器であって、昭和 55 年 6 月 1 日までに製造されたものは、旧規程等による合格済証を貼付することができる。
 - 二 旧規程等により合格した型式については、この規程による工場審査を昭和 55 年 6 月 1 日までに実施する型式検定において省略することができるものとする。

附 則

この改正は、昭和 56 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 9 月 22 日から実施する。

附 則

この改正は、昭和 60 年 6 月 13 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

(液化石油ガス用ガス漏れ警報器検定規程と整合を図るため全面改正。)

附 則

この改正は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。

(高圧ガス保安協会業務方法書の改正に伴う条項整理等。)

附 則

この改正は、平成 21 年 1 月 1 日から実施する。

(工場審査項目の追加、小型検定合格証の追加)

附 則

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

(第 1 検定の有効期間延長、及び検定規程への協会規程類管理規定の体系の書式の適用)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

型式検定申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあつては法人名 印
及び代表者氏名とする。)

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 4 条第 1 号により、同規程第 5 条の型式検定を受けたいので関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 検知器等の品名・型式	
2. 仕 様	
3. 製 造 番 号	
4. 製 造 年 月 日	
5. 備 考	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 検知器等の品名・型式の欄は名称及び型式の他、一般型、簡易型又は検知部の別を併記すること。
3. 備考の欄には、申請者及び製造工場の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
4. ×印の欄は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

工場審査申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあつては法人名
及び代表者氏名とする。) 印

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 4 条第 2 号により、同規程第 9 条の工場審査を受けたいので関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 審査を受けようとする工場の名称・所在地及び責任者氏名	
2. 検知器等の品名・型式	
3. 仕 様	
4. 1 年間の製造予定個数	
5. 備 考	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2. 備考の欄には、申請者の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
 3. ×印の欄は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

検知器等個別検定申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあつては法人名及び代表者氏名 印
又は法人名及び工場責任者氏名とする。)

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 4 条第 3 号により、同規程第 13 条の個別検定を受けたいので関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 検知器の品名・型式	
2. 仕 様	
3. 申 請 数 量	
4. 製 造 番 号	
5. 製 造 年 月 日	
6. 受 検 希 望 年 月 日	
7. 受 検 希 望 場 所	
8. 手 数 料	
6. 備 考	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
2. 品名・型式の欄は名称及び型式の他、一般型又は簡易型の別を併記すること。
3. 備考の欄には、申請者及び製造工場の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
4. ×印の欄は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

検知部個別検定申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあつては法人名 印
及び代表者名とする。)

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 4 条第 3 号 により、同規程第 13 条の検知部の個別検定を受けたいので関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 検知部の品名・型式	
2. 申 請 数 量	
3. ロ ッ ト 形 成 (ロット番号一個数)	
4. 受 検 希 望 場 所	
5. 手 数 料	
6. 備 考	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
 2. 検知部の品名・型式の欄は名称及び型式を記載すること。
 3. 備考の欄には、申請者及び製造工場の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
 4. ×印の欄は記載しないこと。

型式検定合格通知書

認定番号

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

会長 印

年 月 日付けをもって申請のありました次の検知器等は、液化石油ガス検知器
検定規程第 5 条の規定に基づき型式検定を行った結果、当該検定に合格しましたので通知します。

1. 検知器等の品名・型式	
2. 仕 様	
3. 備 考	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

型式検定不合格通知書

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

会長 印

年 月 日付けをもって申請のありました次の検知器等は、液化石油ガス検知器検定規程第 5 条の規定に基づき型式検定を行った結果、当該検定に不合格となりましたので通知します。

1. 検知器等の品名・型式	
2. 仕 様	
3. 備 考	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

変 更 届

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあつては法人名 印
及び代表者名とする。)

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 8 条 により、次のとおり届け出ます。
12

1. 検知器等の品名・型 式	
2. 変 更 の 年 月 日	
3. 変 更 の 内 容	
4. 変 更 の 理 由	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。
 2. 型式検定に係る変更の場合は第 12 条を、工場審査に係る変更の場合は第 8 条を抹消すること。
 3. 変更内容及び変更理由の欄は、記載事項が多いとき、別に記載すること。
 4. ×印の欄は記載しないこと。

工場審査合格通知書

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

会長 印

年 月 日付けをもって申請のありました次の工場は、液化石油ガス検知器検定
規程第 9 条の規定に基づき工場審査を行った結果、当該審査に合格しましたので通知します。

1. 工場の名称・所在地及び 責任者氏名	
2. 検知器等の品名・型 式	
3. 仕 様	
4. 備 考	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

工場審査不合格通知書

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

会長 印

年 月 日付けをもって申請のありました次の工場は、液化石油ガス検知器検定規程第 9 条の規定に基づき工場審査を行った結果、当該審査に不合格となりましたので通知します。

1. 工場の名称・所在地及び 責任者氏名	
2. 検知器等の品名・型 式	
3. 仕 様	
4. 理 由	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

予備検査申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

申請者 (法人にあっては法人名 印
及び代表者名とする。)

住 所

液化石油ガス検知器検定規程第 15 条の規定に基づき、同規程第 16 条の予備検査を受けたいので関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 品 名 ・ 型 式	
2. 仕 様	
3. 製 造 番 号	
4. 製 造 年 月 日	
5. 申 請 検 査 項 目	
6. 備 考	

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 品名・型式の欄は名称及び型式の他、一般型又は簡易型の別を併記すること。
3. 製造番号及び製造年月日の欄には、抜き取りを行う検知器等のものを記載すること。
4. 備考の欄には、申請者の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
5. ×印の欄は記載しないこと。

予備検査結果通知書

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

会長 印

年 月 日付けをもって申請のありました次の検知器等は、液化石油ガス検知器
検定規程第 16 条の規定に基づき予備検査を行った結果、別添のようになりましたので通知
します。

1. 品 名 ・ 型 式	
2. 仕 様	
3. 製 造 番 号	
4. 製 造 年 月 日	
5. 備 考	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

別添

予備検査結果一覧表

予備検査項目	合格・不合格	備考

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 する。